## ◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成28年9月13日

## 新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

39, 127

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と 40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

344, 541

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

21, 286
38, 894
50,005
19, 315
21,848
13, 017
44, 186
16, 902
78, 571
55, 209
28, 395
26,020
32, 128
10, 441
11,760
18,811
11,720
20,020
25, 302
12,828
9,626
18, 577
12, 494
16, 729
10, 780
18, 590
8,662